横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業の開催について影響評価法律第八十一号。以下「法」という。）第十四条第一項の規定に基づき、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第十七条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成三十年六月二十二日

一　事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称

国土交通省関東地方整備局

横浜市

代表者の氏名

国土交通省関東地方整備局長　泊　宏

横浜市長　林　文子

主たる事務所の所在地

国土交通省関東地方整備局

埼玉県さいたま市中央区新都心二番地一号

横浜市

神奈川県横浜市中区港町一丁目一番地

二　対象事業の名称、種類及び規模

対象事業の名称

横浜港新本牧ふ頭地区公有水面埋立事業

対象事業の種類

公有水面の埋立て

対象事業の規模

面積　約百四十ヘクタール

三　対象事業が実施されるべき区域

神奈川県横浜市中区本牧ふ頭地先海域

四　環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

神奈川県横浜市中区（かもめ町、北方町、小港町、新山下一丁目一から三丁目、諏訪町、千鳥町、千代崎町、豊浦町、錦町、本郷町、本牧大里町、本牧三之谷、本牧十二天、本牧町、本牧原、本牧ふ頭、本牧間門、本牧宮原、本牧元町、本牧和田、南本牧、山下町二百七十八・二百七十九番地、山手町、和田山）及び鶴見区（大黒ふ頭）

五　準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

平成三十年七月十五日　午後二時から

横浜市立大鳥中学校

神奈川県横浜市中区本牧原二十二番一号

平成三十年七月十六日　午後二時から

横浜市新山下地域ケアプラザ

神奈川県横浜市中区新山下三丁目十五番五号

平成三十年七月十八日　午後二時から

横浜市新山下地域ケアプラザ

神奈川県横浜市中区新山下三丁目十五番五号

平成三十年七月十八日　午後七時から

横浜市新山下地域ケアプラザ

神奈川県横浜市中区新山下三丁目十五番五号

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第４４９号

京都市右京区梅津南広町41番地２　ガーデンハイム梅津507、申立時の住所京都市右京区太秦多藪町14番地の112

債務者　野原　健二

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　原田未央子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時

5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第９８号

佐賀県鳥栖市田代外町696番地２

債務者　藤川　忍

1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　園　真規

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月23日午後２時

5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２２１２号

大阪府箕面市小野原東６丁目37番13号（101号）

債務者　宮尾　通敬

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２７５号

兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目８番25―204号

債務者　浅尾　明代

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　梶尾　節生

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月６日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１８８号

岐阜県岐阜市松鴻町３丁目５番地２

債務者　丹羽　勉

1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福手　朋子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時20分

5　免責意見申述期間　平成30年８月24日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５７５号

埼玉県朝霞市大字宮戸３番地　グリーンビレッジ朝霞台、住民票上の住所埼玉県新座市道場１丁目３番24号

債務者　佐野　忠男

1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時50分

5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５７６号

埼玉県新座市野寺２丁目８番41号　セントラルマンションＮＯＪＩＭＡ402号室、旧住所埼玉県新座市野寺３丁目９番17号

債務者　佐野　浩二

1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　塚田　壮一

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午前11時50分

5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第６８６号

さいたま市見沼区大字東門前106番地１　コスモヒルズ３　202号室

債務者　越田　真成

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小川　武士

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時40分

5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１７０号

横浜市旭区南希望が丘２番地13　ドミール小林201

債務者　松崎　啓太

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　福地健太郎

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午後１時40分

5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２０６７号

大阪市浪速区木津川１丁目４番10―605号、前住所大阪市大正区三軒家東５丁目１番27―806号

債務者　伊地智裕之

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小倉　純正

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月10日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７号

山口県長門市深川湯本1067番地　ホテル西京独身寮201

債務者　立原　豊望

1　決定年月日時　平成30年６月７日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　小林　亨

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成30年８月27日まで
山口地方裁判所萩支部